

10 障害児支援について

15 障害児支援について

(1) 保育所等との連携強化のための対応について

平成 26 年 7 月にとりまとめられた、障害児支援の在り方に関する検討会の報告書においては、今後の障害児支援の在り方について、「地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮」や「障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮」等を基本理念として、「ライフステージに応じた切れ目の無い支援（縦の連携）と保険、医療、福祉、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立（横の連携）」を大きな柱として推進していくことが提言されているところである。

こうした観点も含め、平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援や放課後等デイサービス事業所が保育所等関係機関との連携を強化するため、保育所や学校等と連携した個別支援計画を作成した場合等を評価する「関係機関連携加算（仮称）」の創設を始め、保育所等訪問支援における専門性の高い支援を評価する「訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）（仮称）」の創設等により、障害児通所支援事業所等と保育所や学校との連携体制を強化し、障害児の地域支援体制の構築を図ることとしている。【関連資料①（200・201 頁）】

各地方公共団体においては、報告書の内容やこれらの加算等について御了知いただき、障害児通所支援事業所等と保育所や学校等が緊密に連携して障害児支援に取り組むことができるよう、管内市町村や子育て支援・教育担当課等との連絡調整や情報共有等に御配意願いたい。なお、障害児支援に係る福祉行政と教育行政の相互連携については、平成 24 年 4 月に発出した文部科学省との連名による事務連絡「児童福祉法等の改正による教育と福祉の一層の推進について」（平成 24 年 4 月 18 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）により依頼しているところだが、引き続き御配意願いたい。

また、第 186 回国会で成立した新しい少年院法（平成 26 年法律第 30 号。以下「新少年院法」）において、少年院の長は、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者（障害児を含む。）に対して、適切な住居等への帰住の支援、医療・療養の支援、修学等の支援を行うこととされているところである。

法務省では、新少年院法の制定を契機として、障害のある少年院在院者の円滑な社会復帰に係る支援の充実方策を検討しているところであるが、今後、障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画や障害児通所支援を提供する事業所等で作成する個別支援計画、学校等で作成する個別の教育支援計画や個別の指導計画並びに少年院で作成する個人別矯正教育計画が連携することで、それぞれの分野が連携した支援体制を進める方向で検討しているため、あらかじめ御了知願いたい。

(2) 放課後等デイサービスガイドラインの策定について

障害児支援の在り方に関する検討会の報告書において、障害児支援について、その質を担保する観点からガイドラインの策定が必要である旨言及されたことを受け、平成 26 年 10 月 6 日より、関係団体や有識者等からなる「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」を開催し、放課後等デイサービスのガイドラインの策定について検討を行ってきたところであるが、ガイドラインの方向性については、次のとおりである。

放課後等デイサービスガイドラインは、平成 27 年 2 月 20 日時点では、総則として (1) ガイドラインの趣旨、(2) 放課後等デイサービスの基本的役割、(3) 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動、(4) 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理の 4 点を定めた上で、(1) 設置者・管理者向けガイドライン、(2) 児童発達支援管理責任者向けガイドライン、(3) 従業者向けガイドラインを定め、それぞれにおいて、子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上や子どもと保護者に対する説明責任等、緊急時の対応と法令遵守等について定める方向としている。

また、ガイドラインに基づき、事業所において自己評価の実施が図られるよう、ガイドラインの発出にあたっては、事業所におけるチェックリストとなるような「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、保護者へのアンケート調査などを想定した、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」の 2 つの評価表のひな形を作成する方向となっている。

ガイドライン及び自己評価表については近日中に発出予定であるので、詳細な内容については追ってお示しする。なお、本検討会での検討状況については、当省 HP で公表しているので、ご参照いただきたい。【関連資料②(202・203 頁)】

※厚生労働省 HP「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」URL
<<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=220733>>

(3) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について

平成 26 年 7 月にとりまとめられた、障害児支援の在り方に関する検討会の報告書や平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論等を踏まえ、平成 27 年 1 月 16 日付けで「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成 27 年厚生労働省令第 6 号)を公布し、また、これに伴い、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について(平成 27 年 2 月 20 日付障発 0220 第 1 号。以下「解釈通知」)及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係る Q & A について」(平成 27 年 2 月 20 日付事務連

絡)を発出したところである。

今回の省令改正においては、児童発達支援センターにおける地域支援をより一層推進する観点から、児童発達支援センターが相談に応じ援助を行う対象に、障害児本人や障害児が通う保育所や小学校等を盛り込む等を行うとともに、解釈通知においては、児童発達支援センターが行う地域支援の具体的な内容に、保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業に加え、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を盛り込む等の改正を行ったところである。なお、「児童発達支援センターによる地域支援の実施における留意点について」(平成26年1月6日付事務連絡)において、児童発達支援センターの地域支援の機能の必須化も含めた位置付け等についても議論する旨お伝えしてきたところであるが、障害児支援の在り方に関する検討会における議論等を踏まえ、引き続き、児童発達支援センターにおいては地域支援の実施に努めるものとしたところであるので、適切な運用がなされるよう、ご了解願いたい。【関連資料③(204頁～210頁)】

(4) 重症心身障害児者の地域生活支援について

平成24年度より、在宅の重症心身障害児者に対する地域支援の向上を図る「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」を実施し、重症心身障害児者及びその家族が安心、安全に地域でいきいきと暮らせるよう、効果的なサービスの利用や医療、保健、福祉、教育等の関係施設・機関の連携の在り方等について先進的な取組を行う団体等に対する助成等を行い、重症心身障害児者の地域支援の向上を図っているところである。

平成26年度は5団体により事業を実施しており、各団体から今年度中に提出される報告を踏まえ、有識者等による検討会報告書を取りまとめ、公表する予定としている。

報告書については、各地における在宅重症心身障害児者の地域生活支援に幅広く活用されるよう、具体的なノウハウをわかりやすく、ポイントを提示しながらまとめた上で、平成24年度以降実施してきた「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」を総括する方向で検討している。

また、平成26年度障害者総合福祉推進事業においては、重症心身障害児者を地域で支援する障害児通所支援事業所従業者や地域の医療機関従事者、教育機関関係者等に幅広く活用可能な「重症心身障害支援者養成研修プログラム(案)」の開発を行っているところであり、平成26年度中に公表予定としている。

各地方公共団体においては、平成24年度以降の「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」の報告書及び「重症心身障害支援者養成研修プログラム(案)」を参考としていただくとともに、管内の関係機関や関係団体等に周知していただき、在宅の重症心身障害児者の地域生活支援のために活用していただきたい。

なお、平成27年度においては、「重症心身障害児者支援体制整備モデル事

業」として事業内容の組み替えを行い、重症心身障害児者への支援の強化・充実を図るため、地域の中核となる重症心身障害児者支援センターを設置し、市町村や事業所等への支援、医療機関との連携等を行い、地域全体における重層的な支援体制の構築を図る取組を進める都道府県、指定都市、児童相談所設置市に対して補助を実施する予定としている（事業の一部を社会福祉法人等への委託を可能とする予定）。公募により3団体を選定の上、実施していただくこととしており、公募に関する詳細な内容については追ってお示しすることとしている。【関連資料④（211頁）】

（5）障害児入所施設の移行状況等について

平成24年度以降の改正児童福祉法の施行に伴い、18歳以上の入所者がいる障害児入所施設における今後の移行予定の状況等については、平成24年12月1日時点及び平成25年12月1日時点における状況を調査し、障害保健福祉関係主管課長会議においてお示ししてきたところであるが、改めて平成26年12月1日時点における状況を調査したところ、大部分の施設は方向性が決定しているが、福祉型で40か所、医療型で29か所の施設が未定となっている。また、方向性が決定している施設についても、実際に移行が完了したところは3割弱にとどまっている。

また、併せて障害児入所施設及び障害児通所支援事業所の利用状況について調査を実施したところ、以下のとおりとなった。【関連資料⑤（212頁～214頁）】

①障害児入所施設の移行予定状況等について（H26.12.1現在）

・福祉型障害児入所施設（括弧書きは移行が完了したもの）

総数	277か所（64か所）
（ア）障害児入所施設として継続	174か所（46か所）
（イ）障害児支援施設に転換	12か所（1か所）
（ウ）障害児及び障害者施設を併設	48か所（14か所）
（エ）未定のもの	40か所

・医療型障害児入所施設（括弧書きは移行が完了したもの）

総数	242か所（84か所）
（ア）障害児入所施設として継続	46か所（20か所）
（イ）障害児支援施設に転換	0か所（0か所）
（ウ）障害児及び障害者施設を併設	166か所（64か所）
（エ）未定のもの	29か所

②障害児入所施設等の利用状況（H26.12.1時点）

総人数（児者併設施設（※）を含む）	26,512人
・うち、児童	9,607人
・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用	

	867 人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	15,885 人
・うち、その他	153 人
（内訳）	
○福祉型障害児入所施設（児者併設施設（※）含む）利用者数	8,659 人
・うち、児童	6,110 人
・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者	540 人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	1,978 人
・うち、その他	31 人
○医療型障害児入所施設（児者併設施設（※）含む）利用者数	12,216 人
・うち、児童	2,696 人
・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者	252 人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	9,174 人
・うち、その他	94 人
○指定医療機関（児者併設施設（※）含む）利用者数	5,637 人
・うち、児童	801 人
・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者	75 人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	4,733 人
・うち、その他	28 人
※：障害児入所施設の基準を満たすことをもって、障害福祉サービスの基準を満たしているものとみなされている障害児入所施設と障害者支援施設を併設している施設	

③障害児通所支援事業所の利用状況（H26.12.1時点）

	か所数	利用者数
総数	9,859 か所	91,981 人
・福祉型児童発達支援センター	477 か所	14,495 人
・児童発達支援事業所	3,145 か所	23,044 人
・医療型児童発達支援センター	134 か所	1,991 人
・放課後等デイサービス	5,541 か所	51,559 人
・保育所等訪問支援	562 か所	892 人

保育所等との連携強化のための障害報酬改定の対応

①保育所等関係機関との連携の強化

【背景】

- 障害児の地域社会への参加・包容を促進するための支援体制に関して、障害児支援検討会報告書においては、「地域の実情に応じた柔軟な地域支援体制の整備を進めることが重要である」と指摘され、具体例として「小規模の児童発達支援事業所が近隣の保育所等と協力関係を結んで並行通園の実施を進める体制を作る」ことが挙げられている。
- また、児童発達支援を利用する就学前児童が小学校等に入学する際の児童発達支援事業所と学校の連携の必要性についても指摘がなされている。



【対応】 関係機関連携加算の創設(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス) 保育所や学校等と連携して個別支援計画を作成した場合や、就学・就職時に関係機関と連絡調整を行った場合について評価を行う。

●関係機関連携加算【新設】

関係機関連携加算(I) 200単位/回

関係機関連携加算(II) 200単位/回

※ 関係機関連携加算(I)については、障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として加算。

※ 関係機関連携加算(II)については、就学前又は就職前の障害児の就学又は就職に関し、就学先の学校又は就職先の企業等と連絡調整等を行った場合に、各1回を限度として加算。

【背景】

○ 障害児支援検討会報告書において、障害児支援を一般施策としての子育て支援をバックアップする後方支援と位置づける中で、保育所等訪問支援の積極的な活用が必要とされ、更なる保育所等訪問支援の体制整備を進めるために「報酬上の評価も含め、利用をさらに進めるための具体的な方策についても検討すべき」と指摘されている。



【対応】保育所等訪問支援の推進

専門性の高い職員による保育所等訪問支援の評価を充実させる、過疎地や離島・山間地域等の障害児への支援を充実させる等の対応を行う。

① 訪問支援員特別加算【新設】 375単位/日

作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行った場合に算定。

② 保育所等訪問支援の算定要件の見直し

[現 行]

他の障害児通所支援を利用した日は保育所等訪問の算定が不可。

[見直し後]


他の障害児通所支援を利用した日も保育所等訪問の算定が可能。

③ 特別地域加算【新設】 1日につき15/100に相当する単位数を加算

過疎地や離島・山間地域等への訪問支援を行った場合に算定。

障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会

平成26年7月『障害児支援の在り方に関する検討会の報告書』において、障害児通所支援について、その質を担保する観点からガイドラインの策定が必要である旨言及されている。これを受け、障害児通所支援に関するガイドラインを作成するため、有識者、関係者の参加を得て検討を行う。


 平成26年度中に放課後等デイサービスガイドラインを策定する予定

障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会 構成員名簿

- | | | |
|-----|-----|-------------------------------------|
| 秋山 | 哲生 | (全国重症心身障害日中活動支援協議会) |
| 石橋 | 大吾 | (一般社団法人全日本ろうあ連盟情報・コミュニケーション委員会副委員長) |
| 石橋 | 吉草 | (一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会副会長) |
| 市川 | 宏伸 | (一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長) |
| 猪平 | 眞理 | (社会福祉法人日本盲人会連合) |
| 宇佐美 | 岩夫 | (社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会常務理事・事務局長) |
| 大塚 | 晃 | (上智大学総合人間科学部教授) |
| 大南 | 英明 | (全国特別支援教育推進連盟理事長) |
| 尾崎 | 三才 | (一般社団法人日本白閉症協会) |
| 片桐 | 公彦 | (特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク事務局長) |
| 岸 | 良至 | (一般社団法人全国児童発達支援協議会事務局長) |
| 田中 | 正博 | (全国手をつなぐ育成会連合会統括) |
| 柘植 | 雅義 | (筑波大学教授(人間系障害科学域知的・発達・行動障害学分野)) |
| 辻井 | 正次 | (中京大学現代社会学部教授) |
| 福島 | 慎吾 | (特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワーク常務理事) |
| 渡辺 | 顕一郎 | (日本福祉大学子ども発達学部教授) |

放課後等デイサービスガイドラインの主な内容

(平成27年2月20日時点)

総則

- ◆ ガイドラインの趣旨
- ◆ 放課後等デイサービスの基本的役割
子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援
- ◆ 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動
基本活動：自立支援と日常生活の充実のための指導訓練／創作活動／地域交流／余暇の提供
- ◆ 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

設置者・管理者向け ガイドライン

○ 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上
環境・体制整備／PDCAサイクルによる適切な事業所の管理／従業者等の知識・技術の向上／放課後等デイサービス計画に基づく適切な支援／関係機関や保護者との連携

○ 子どもと保護者に対する説明責任等
運営規程の周知／子どもと保護者に対する、支援利用申請時・利用開始時の説明／保護者に対する相談支援等／苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営

○ 緊急時の対応と法令遵守等
緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応／衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等

従業者向け ガイドライン

児童発達支援管理責任者 向けガイドライン

(関連資料 ③)

障 発 0220 第 1 号

平成 27 年 2 月 20 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を別紙のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段のご配慮をお願いします。

別紙 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
障発 0330 第 12 号 平成 24 年 3 月 30 日 障発 1226 第 4 号 平成 26 年 12 月 26 日 最終改正 障発 0220 第 1 号 平成 27 年 2 月 20 日	障発 0330 第 12 号 平成 24 年 3 月 30 日 最終改正 障発 1226 第 4 号 平成 26 年 12 月 26 日
都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長	都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
児童福祉法(昭和23年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の18第3項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(以下「基準」という。)については、本年2月3日厚生労働省令第15号をもって公	児童福祉法(昭和23年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の18第3項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(以下「基準」という。)については、本年2月3日厚生労働省令第15号をもって公

1

布され、同年4月1日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。	布され、同年4月1日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。
記	記
第一、第二 (略)	第一、第二 (略)
第三 児童発達支援 1、2 (略)	第三 児童発達支援 1、2 (略)
3 運営に関する基準 (1)～(37) (略) (38) 地域との連携等(基準第51条) ① (略) ② 同条第2項は、児童発達支援センターにおいては、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、 <u>障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通う保育所、幼稚園、学校や認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならないこととしたものである。助言その他の必要な援助とは、保育所等訪問支援又は障害児相談支援に加え、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を想定している。</u>	3 運営に関する基準 (1)～(37) (略) (38) 地域との連携等(基準第51条) ① (略) ② 同条第2項は、児童発達支援センターにおいては、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、 <u>その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならないこととしたものである。必要な援助とは、保育所等訪問支援又は障害児相談支援を行うことが望ましい。</u>

2

<p>(39) ~ (41) (略)</p> <p>4 基準該当通所支援に関する基準</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 準用 (第 54 条の 5)</p> <p>基準第 54 条の 5 により、第 4 条、第 7 条及び前節 (第 11 条、第 23 条第 1 項及び第 4 項、第 24 条、第 25 条第 1 項、第 31 条、第 33 条、第 46 条並びに第 51 条第 2 項を除く。) の規定は、基準該当児童発達支援事業について、準用されるものであることから、第三の 1 の (3)、3 の (2) から (12) まで ((12) の①は除く。)、(14) から (19) まで ((14) の①は除く。)、(21)、(23) から (33) まで、(35) から (41) まで ((38) の②を除く。) を参照されたい。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例 (基準第 54 条の 8)</p> <p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)) 第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)) が、(5) と同様の理由によ</p>	<p>(39) ~ (41) (略)</p> <p>4 基準該当通所支援に関する基準</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 準用 (第 54 条の 5)</p> <p>基準第 54 条の 5 により、第 4 条、第 7 条及び前節 (第 11 条、第 23 条第 1 項及び第 4 項、第 24 条、第 25 条第 1 項、第 31 条、第 33 条、第 46 条並びに第 51 条第 2 項を除く。) の規定は、基準該当児童発達支援事業について、準用されるものであることから、第三の 3 の (2) から (12)、(14) から (19)、(21)、(23) から (33)、(35) から (41) を参照されたい。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例 (基準第 54 条の 8)</p> <p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、(5) と同様の理由により、障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p>
--	--

3

<p>り、障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準第 62 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準第 170 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)) を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)) の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく市営障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)) 第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみな</p>	<p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく市営障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)) 第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令 (平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。)) 第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型</p>
--	---

4

<p>される通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。)第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、<u>29 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。)にあっては、18 人)以下とすること。</u></p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員とは、<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を 1 日当たりの上限とし、登録定員の 2 分の 1 から 15 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12 人)までの範囲内とすること。ただし、登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u></p>	<p>居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、<u>25 人以下とすること。</u></p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員とは、<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を 1 日当たりの上限とし、登録定員の 2 分の 1 から 15 人までの範囲内とすること。</u></p>
---	--

5

<p>における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。</p> <p>ア 登録定員が 26 人又は 27 人の場合、16 人 イ 登録定員が 28 人の場合、17 人 ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人</p> <p>③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適度な広さを有すること。</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる</p>	<p>③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適度な広さを有すること。</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所として必要とされる数以上であること。</u></p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者は指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者</p>
---	---

6

<p>管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>⑤ 障害児入所施設その他関係施設から、<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第四 (略)</p> <p>第五 放課後等デイサービス</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 準用（基準第71条）</p> <p>基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項及び第52条から第54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、</p>	<p>等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>⑤ 障害児入所施設その他関係施設から、<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第四 (略)</p> <p>第五 放課後等デイサービス</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 準用（基準第71条）</p> <p>基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、<u>第38条から第41条まで、第43条から第45条まで</u>、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで及び第63条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)</p>
--	---

7

<p>(35) から (37) まで、(38) の①及び (39) から (41) までを参照されたい。</p> <p>4 基準該当通所支援に関する基準</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>利用定員（基準第71条の3の2）</u> 基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4の(3)を参照されたい。</p> <p>(4) 準用（基準第71条の4）</p> <p>基準第71条の4により、第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで、第54条の6から第54条の8まで、<u>第65条及び第70条（第1項を除く。）</u>の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の1の(3)、3の(2)から(11)まで、(14)の②、(15)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(41)まで（(38)の②を除く。）及び第三の4の(5)から(7)までを参照されたい。</p> <p>第六、第七 (略)</p>	<p>から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(25)まで、(27)から(30)まで、(32)、(33)、(35)から(37)まで、(38)の①、(39)、(41)及び第四の3の(5)を参照されたい。</p> <p>4 基準該当通所支援に関する基準</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 準用（基準第71条の4）</p> <p>基準第71条の4により、第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、<u>第38条から第45条まで</u>、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで、第54条の6から第54条の8まで、<u>第63条、第69条及び第70条（第1項を除く。）</u>の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の3の(1)から(12)、(14)から(19)、(21)、(23)から(25)、(27)から(33)、(35)から(41)（(38)の②を除く。）、第三の4の(5)から(7)、<u>第四の3の(5)</u>を参照されたい。</p> <p>第六、第七 (略)</p>
---	--

8

事務連絡
平成27年2月20日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉関係主管課 御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地障害児・発達障害者支援室

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備
及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記につきましてQ&Aを作成しましたので、情報提供させていただきます。

つきましては、貴管内市町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室 障害児支援係 中西・鹿江
TEL：03-5253-1111（内線3037）
FAX：03-3591-8914

問1 児童発達支援センターが相談に応じる範囲のうち「その他集団生活を営む施設」とは何を想定しているのか。

(答)

- 児童発達支援センターにおける地域支援をより一層推進する観点から、児童発達支援センターが相談に応じ援助を行う対象に、障害児本人や障害児が通う施設を基準省令に盛りこむ等の基準省令の改正を行ったところ。このため、「その他集団生活を営む施設」については、地域支援に資すると考えられる施設を広く想定しているところであるが、例えば、放課後児童クラブ、児童館、障害児通所支援事業所等が想定される。

問2 放課後等デイサービスにおいて主として重症心身障害児を通わせる場合の基準を設けた趣旨は何か。

(答)

- 放課後等デイサービス事業においても、児童発達支援事業と同様に重症心身障害児を通わせるニーズが想定されることから、今回、主として重症心身障害児を受け入れる場合の人員配置基準等の基準を設けることとしたところ。
- これとあわせて、小規模な実施形態を考慮し、主として重症心身障害児を通わせる場合の単独事業所の利用定員については定員5人とすることができるようにしたところ。

問3 放課後等デイサービス事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者は専従である必要があるのか。

(答)

- 放課後等デイサービス事業所又は児童発達支援事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の人員配置基準については、特に従業者に専従要件を設けているものではないが、支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、児童指導員又は保育士、看護師、機能訓練担当職員及び児童発達支援管理責任者をそれぞれ1名以上配置する必要がある。
- なお、嘱託医については、その職務の性質上、支援時間帯において常に対応できる体制を整えておく必要がある。

障害児入所施設の利用状況

	総 数																							
	うち特設型障害児入所施設										うち広域型障害児入所施設													
	利用児 数	特例 (18-19 歳)	障害福 祉サ- ビス利用 者	その他	定員数 (人)	施設数 (か所)	利用児 数	特例 (18-19 歳)	障害福 祉サ- ビス利用 者	その他	定員数 (人)	施設数 (か所)	利用児 数	特例 (18-19 歳)	障害福 祉サ- ビス利用 者	その他	定員数 (人)	施設数 (か所)	利用児 数	特例 (18-19 歳)	障害福 祉サ- ビス利用 者	その他	定員数 (人)	施設数 (か所)
1 北海道	1,417	57	1,045	0	1,557	20	324	22	77	0	381	12	768	31	670	0	816	5	325	4	298	0	360	3
2 青森県	438	17	257	0	593	13	174	15	49	0	281	9	61	2	27	0	82	2	204	0	181	0	220	2
3 岩手県	393	28	163	3	560	10	176	23	30	2	190	6	78	3	0	0	110	2	136	2	133	1	260	3
4 宮城県	129	0	126	0	150	2	10	0	8	0	10	1	0	0	0	0	0	0	119	0	118	0	140	1
5 秋田県	300	1	257	0	460	9	174	0	115	0	200	6	51	1	5	0	160	2	155	0	147	0	160	1
6 山形県	87	0	2	0	150	6	55	0	2	0	50	3	35	0	0	0	60	1	7	0	0	0	0	2
7 福島県	578	56	276	0	712	14	273	51	59	0	340	8	106	4	37	0	172	3	198	1	180	0	200	2
8 茨城県	616	26	373	0	705	14	257	18	130	0	300	9	210	5	143	0	285	4	118	2	100	0	120	1
9 栃木県	505	52	348	1	510	9	128	6	66	0	130	4	297	33	216	1	300	4	80	11	66	0	80	1
10 群馬県	571	7	400	0	635	10	127	1	38	0	144	4	355	5	287	0	411	5	79	1	75	0	80	1
11 埼玉県	888	18	687	0	1,013	14	188	16	101	0	270	6	617	2	533	0	663	7	76	1	63	0	80	1
12 千葉県	568	22	178	0	624	13	374	20	16	0	401	9	79	0	68	0	83	2	116	2	84	0	140	2
13 東京都	1,778	47	1,242	33	2,021	21	518	34	119	0	620	9	1,260	13	1,123	33	1,401	12	0	0	0	0	0	0
14 神奈川県	449	22	266	0	568	9	199	17	61	0	290	5	140	2	131	0	158	3	110	3	74	0	120	1
15 新潟県	238	9	136	0	340	10	149	9	58	0	153	7	0	0	0	0	0	0	87	0	78	0	185	3
16 富山県	358	15	233	0	427	6	67	10	0	0	100	2	92	1	57	0	127	2	200	5	176	0	200	2
17 石川県	14	0	0	0	60	2	4	0	0	0	10	1	10	0	0	0	50	1	0	0	0	0	0	0
18 福井県	59	5	0	0	295	5	25	2	0	0	35	2	16	3	0	0	50	1	18	0	0	0	210	2
19 山梨県	135	1	0	0	273	3	53	0	0	0	70	1	81	0	0	0	80	1	21	1	0	0	123	1
20 長野県	461	16	284	9	483	6	28	3	2	0	30	1	165	12	39	0	183	2	268	1	243	9	270	3
21 岐阜県	103	7	0	0	358	4	68	6	0	0	90	2	37	1	0	0	288	2	0	0	0	0	0	0
22 静岡県	365	1	120	0	455	9	257	1	41	0	332	7	30	0	20	0	43	1	78	0	59	0	80	1
23 愛知県	720	20	285	0	931	12	383	16	35	0	461	9	337	4	280	0	470	3	0	0	0	0	0	0
24 三重県	246	21	46	6	451	9	123	20	4	0	145	4	66	1	0	0	136	3	57	0	42	6	170	2
25 滋賀県	155	12	0	0	486	5	123	12	0	0	160	2	10	0	0	0	236	2	22	0	0	0	90	1
26 京都府	371	3	304	18	410	4	80	1	60	19	80	1	175	2	146	0	210	2	116	0	88	0	120	1
27 大阪府	972	34	636	0	1,048	12	265	19	61	0	321	7	707	15	575	0	727	5	0	0	0	0	0	0
28 兵庫県	1,011	29	673	2	1,088	14	253	22	62	2	256	7	548	4	462	0	620	4	210	3	148	0	210	3
29 奈良県	311	10	151	0	542	10	94	8	0	0	158	5	120	1	59	0	203	3	97	1	82	0	180	2
30 和歌山県	350	18	259	0	493	7	74	15	5	0	80	2	214	3	183	0	253	4	72	0	68	0	180	1
31 鳥取県	217	6	140	0	295	5	53	4	0	0	85	2	13	2	0	0	50	2	151	0	140	0	160	1
32 島根県	145	20	17	0	539	11	110	17	17	0	140	5	22	1	0	0	380	4	13	2	0	0	19	2
33 岡山県	155	15	104	0	160	2	35	0	2	0	40	1	0	0	0	0	0	0	120	15	102	0	120	1
34 広島県	679	11	499	0	838	15	111	6	39	0	111	5	333	5	246	0	387	7	230	0	214	0	340	3
35 山口県	392	3	287	0	420	6	111	3	48	0	120	3	83	0	56	0	100	1	188	0	182	0	200	2
36 徳島県	361	0	237	0	418	6	95	0	4	0	110	3	136	0	102	0	140	1	149	0	131	0	168	2
37 香川県	274	1	183	0	296	4	47	0	0	0	58	2	25	1	0	0	25	1	202	0	183	0	215	1
38 愛媛県	439	16	332	0	460	9	132	10	90	0	140	5	154	5	90	0	160	3	153	0	152	0	160	1
39 高知県	312	7	281	0	351	6	70	3	16	0	40	3	182	4	167	0	191	2	120	0	108	0	120	1
40 福岡県	744	32	419	1	1,023	15	224	20	40	0	250	7	450	4	378	1	573	6	70	8	0	0	200	2
41 佐賀県	552	4	424	0	566	6	57	0	5	0	70	2	245	2	191	0	240	2	250	2	227	0	258	2
42 長崎県	630	12	493	1	680	8	97	2	5	0	110	3	533	10	488	1	570	5	0	0	0	0	0	0
43 熊本県	593	13	496	36	770	10	138	13	5	0	180	5	394	0	341	28	430	3	160	0	152	8	160	2
44 大分県	538	18	371	0	588	10	159	18	62	0	182	5	181	1	128	0	204	4	198	0	183	0	200	1
45 宮崎県	426	3	258	2	520	0	167	2	54	0	215	5	140	0	97	0	185	2	119	1	107	2	120	1
46 鹿児島県	566	55	378	9	675	12	185	14	47	0	227	8	360	47	310	9	420	2	21	4	21	0	28	2
47 沖縄県	425	12	327	0	662	10	72	5	10	0	102	4	273	7	236	0	400	4	81	0	81	0	160	2
都道府県 計	22,317	795	14,025	122	27,655	425	6,935	487	1,648	23	8,319	219	10,174	236	7,882	73	12,752	137	5,208	70	4,517	26	6,584	89
48 札幌市	361	3	159	0	591	6	109	1	0	0	105	2	252	2	159	0	485	4	0	0	0	0	0	0
49 仙台市	120	6	72	12	430	5	27	6	5	6	120	2	66	0	42	2	230	2	27	0	25	2	80	1
50 さいたま市	42	0	0	0	1,611	18	23	0	0	0	315	6	13	0	0	0	896	8	6	0	0	0	400	3
51 千葉市	296	3	187	19	302	3	0	0	0	0	0	0	179	1	90	18	182	2	117	2	97	0	120	1
52 横浜市	285	5	121	0	310	7	141	3	18	0	180	5	124	2	103	0	130	2	0	0	0	0	0	0
53 川崎市	135	0	85	0	150	2	41	0	3	0	50	1	94	0	82	0	100	1	0	0	0	0	0	0
54 相模原市	107	3	64	0	120	3	40	3	0	0	40	1	67	0	64	0	80	2	0	0	0	0	0	0
55 新潟市	128	2	0	0	170	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	1	120	2	0	0	120	1
56 静岡市	83	0	0	0	267	4	22	0	0	0	27	1	51	0	0	0	240	3	0	0	0	0	0	0
57 浜松市	191	1	75	0	332	4	55	1	4	0	70	2	78	0	48	0	150	1	57	0	23	0	112	1
58 名古屋市	100	7	8	0	154	3	92	6	8	0	114	2	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0	40	1
59 京都市	205	0	150	0	240	5	113	0	70	0	120	3	92	0	80	0	120	2	0	0	0	0	0	0
60 大阪市	423	8	131	0	500	10	306	8	83	0	340	6	117	0	48	0	160	4	0	0	0	0	0	0
61 堺市	50	0	43	0	50	1	0	0	0	0	0	0	50	0	43	0	50	1	0	0	0	0	0	0
62 神戸市	83	7	0	0	212	5	82	6	0	0	134	4	11	1	0	0	78	1	0	0	0	0	0	0
63 岡山市	499	3	328	0	590	5	134	3	23	0	160	3	365	0	305	0	400	2	0	0	0	0	0	0
64 広島市	234	4	161	0	240	5	134	4	74	0	140	4	100	0	87	0	100	1	0	0	0	0	0	0
65 北九州市	205	1	0	0	900	12	72	1	0	0	340	7	133	0	0	0	560	5	0	0	0	0	0	0
66 福岡市	101	7	0	0	116	4	82	7	0	0	102	3	0	0	0									

障害児通所支援事業所の利用状況等

都道府県・指定都市・児童福祉施設	総 数				福祉型児童発達支援センター				児童発達支援事業所				医療型児童発達支援センター				放課後等デイサービス				保育所等訪問支援				
	契約児童数(人)	利用児童数	定員数(人)	施設数(か所)	契約児童数(人)	利用児童数	定員数(人)	施設数(か所)	契約児童数(人)	利用児童数	定員数(人)	施設数(か所)	契約児童数(人)	利用児童数	定員数(人)	施設数(か所)	契約児童数(人)	利用児童数	定員数(人)	施設数(か所)	契約児童数(人)	利用児童数	定員数(人)	施設数(か所)	
1 北海道	10,355	3,303	5,059	430	421	239	327	10	4,808	1,322	2,504	170	78	23	60	2	4,910	1,714	2,968	218	138	5		39	
2 青森県	2,020	1,159	1,080	103	224	142	115	5	135	100	155	18	58	27	45	2	1,551	886	765	72	41	2		6	
3 岩手県	2,137	1,403	1,005	88	88	84	80	2	558	202	310	28	19	10	20	1	1,400	1,087	595	57	74	11		10	
4 宮城県	1,709	603	778	62	64	49	75	4	184	75	171	19					1,434	477	532	54	17	2		5	
5 秋田県	1,036	802	405	39	203	151	75	3	179	178	115	11	33	16	30	1	453	403	185	19	168	154		5	
6 山形県	1,599	1,212	1,081	96	131	125	130	6	276	185	308	31	21	21	30	1	1,168	878	613	56	3	3		3	
7 福島県	2,389	815	1,306	123	150	75	110	4	780	281	495	46	26	5	60	2	1,322	453	641	60	101	1		11	
8 茨城県	4,037	1,190	2,185	183	77	61	70	2	1,458	276	807	63					2,465	851	1,308	122	16	2		6	
9 栃木県	2,539	826	1,176	84	103	87	100	2	1,216	285	455	28	35	14	50	2	1,248	466	570	47	37	0		3	
10 群馬県	2,040	1,016	1,270	124	143	111	150	6	322	156	235	23					1,718	860	1,135	107	119			17	
11 埼玉県	4,081	1,980	3,405	326	618	321	523	16	1,059	353	776	87					3,177	1,266	2,106	206	27	0		17	
12 千葉県	8,113	6,377	3,775	314	771	650	577	10	1,950	1,619	1,027	85	118	108	200	5	5,126	3,881	1,971	181	147	119		19	
13 東京都	22,672	8,808	6,829	822	1,896	786	975	25	6,784	1,817	2,339	204	229	98	180	5	11,341	3,297	3,135	377	332	10		11	
14 神奈川県	6,360	1,552	1,837	188	642	357	405	12	1,512	363	529	58					4,011	818	803	102	195	14		17	
15 新潟県	1,777	385	534	43	84	45	70	3	607	100	219	14					882	240	255	24	4	0		2	
16 富山県	1,461	722	1,536	142	184	145	146	5	400	218	655	64	15	15	80	2	819	324	675	66	43	8		5	
17 石川県	1,308	391	656	63	72	28	40	2	97	45	278	27					1,121	315	338	32	18	3		2	
18 福井県	1,289	326	580	58	223	56	105	6	177	25	121	12					777	238	354	30	82	3		10	
19 山梨県	942	426	460	40	91	77	80	3	125	46	75	8	11	11	15	1	683	280	280	25	40	2		2	
20 長野県	2,276	827	1,235	122	368	203	211	11	409	150	276	28	20	12	40	1	1,397	481	708	68	81	1		14	
21 岐阜県	2,284	4,597	2,612	113	168	427	354	1	1,012	2,488	1,643	41	145	132	45	3	815	1,430	570	59	144	120		5	
22 静岡県	3,192	2,384	1,650	139	453	424	425	14	527	454	346	28					2,102	1,443	879	82	100	73		14	
23 愛知県	6,303	6,263	8,266	756	1,106	1,066	803	27	1,914	1,814	2,705	263	156	156	160	5	3,127	3,127	4,688	439				23	
24 三重県	2,885	617	1,051	93	133	67	95	3	843	155	355	29					1,802	395	610	57	107	0		4	
25 滋賀県	2,193	573	843	71	408	119	180	6	730	185	254	20	35	13	40	1	904	275	369	36	116	1		8	
26 京都府	2,472	1,566	867	82	287	160	87	5	926	539	308	25	3	1	5	1	1,240	837	470	44	33	9		7	
27 大阪府	4,518	1,657	2,701	137	584	444	594	11	825	183	574	50	300	141	319	7	2,784	885	1,203	83	25	4		6	
28 兵庫県	8,470	3,291	1,963	379	486	259	413	13	2,593	1,047	1,281	126	184	162	250	6	4,711	1,695	2,019	205	486	28		29	
29 奈良県	3,864	765	2,119	201	517	179	210	8	1,153	288	659	67	17	10	60	1	2,155	288	1,190	122	2	0		3	
30 和歌山県	2,581	1,127	1,587	135	354	261	250	10	496	235	556	47	37	16	40	1	1,816	620	741	67	78	5		10	
31 鳥取県	780	299	481	42	83	59	68	3	148	49	155	16	70	38	80	3	408	153	168	17	71	0		3	
32 島根県	1,263	373	635	69	123	49	80	6	201	32	160	15	705	290	385	36					234	2		12	
33 岡山県	3,341	1,080	1,469	136	392	305	308	9	1,720	423	537	56	29	17	40	2	1,184	324	580	62	16	11		6	
34 広島県	5,298	1,451	1,584	164	379	228	210	9	1,836	441	527	49	75	24	40	2	3,766	703	807	88	242	57		18	
35 山口県	2,170	658	948	92	159	119	150	5	446	121	295	30					1,497	413	500	49	29	5		8	
36 徳島県	2,452	700	1,128	121	437	168	185	8	516	101	346	40					1,340	425	587	53	160	5		10	
37 香川県	1,763	398	765	88	94	37	40	2	239	51	202	29	18	8	35	1	1,382	300	488	53	29	2		3	
38 愛媛県	2,181	541	987	84	305	75	140	4	697	174	311	30					1,165	291	456	45	14			5	
39 高知県	1,022	224	335	45	157	35	55	4	215	30	73	10	13	3	5	1	571	154	202	22	60	2		8	
40 福岡県	5,100	1,755	1,731	164	892	433	317	14	1,139	366	473	46					2,788	879	841	88	371	57		16	
41 佐賀県	1,280	341	597	72	102	99	111	6	262	61	161	21					817	190	325	35	9	0		6	
42 長崎県	2,878	809	1,662	173	397	143	176	11	659	116	555	63					1,699	541	831	88	124	6		11	
43 熊本県	2,704	644	930	87	191	40	70	4	776	186	330	36	18	4	20	1	1,559	412	510	50	181	2		6	
44 大分県	2,000	714	1,065	108	254	118	183	12	251	93	233	22	33	30	30	1	1,408	472	645	60	44	1		13	
45 宮崎県	1,711	877	1,105	105	413	279	231	8	219	128	249	27	4	1	10	1	971	466	616	55	104	3		13	
46 鹿児島県	8,014	2,287	2,729	258	852	402	388	17	2,449	216	1,051	99					2,533	1,022	1,286	119	180	47		24	
47 沖縄県	4,004	2,912	2,464	280	0	0	0	0	1,023	727	836	111	100	86	70	2	2,847	2,097	1,558	173	34	2		4	
都道府県計	186,734	70,136	83,059	7,513	16,424	9,889	10,598	368	49,063	19,026	27,082	2,419	2,608	1,501	2,445	100	94,063	38,927	42,934	4,154	4,576	783	0		472
48 札幌市	7,859	2,529	4,656	451	297	195	201	7	2,820	899	2,065	200	60	24	70	2	4,577	1,310	2,360	228	114	1		14	
49 仙台市	1,658	873	868	79	65	65	60	2	307	241	241	17					1,207	567	567	60				6	
50 さいたま市	1,832	865	1,081	84	280	110	210	6	211	44	280	26	59	16	60	2	1,183	381	541	54	188	2		6	
51 千葉市	2,220	508	712	71	109	55	70	2	529	67	121	17	78	17	60	3	1,504	389	461	47				2	
52 横浜市	4,274	1,553	1,864	146	741	375	482	10	989	189	180	35	186	98	240	9	2,257	890	844	83	81	1		9	
53 川崎市	1,497	1,444	730	51	485	475	180	4	454	444	160	14	61	57	110	4	487	468	270	25				4	
54 相模原市	1,373	391	771	67	149	78	80	2	332	18	206	18	28	19	40	1	796	276	435	43	87	0		3	
55 新潟市	760	242	365	27	68	68	50	1	99	28	105	8	28	7	35	1	564	139	172	16	0	0		1	
56 静岡市	1,029	289	400	43	50	44	50	1	112	27	57	10					864	218	293	31	3	0		1	
57 浜松市	2,026	648	603	46	525	200	180	4	163	80	76	8					843	355	337	30	497	3		4	
58 名古屋市	2,919	1,853	3,164	282	310	203	324	9	518	158	1,130	119	32	13	40	1	2,049	1,267	1,670	164	10	0		5	
59 京都市	2,352	2,054	805	65	997	890	305	9	817	554	140	14					738	510	350	36	0	0		6	
60 大阪市	4,709	2,230	1,879	227	476	245	268	10	882	352	363	70	48	11	80	2	3,128	1,539	1,154	134	195	23		11	
61 堺市	2,222	756	885	113	179	143	150	3	338	65	179	36	79	33	70	2									